郭義恭の『廣志』

——南北朝時代の驃國史料として——

杉本直治郎

一　この小篇の狙い

「驃國」の名およびその國について、たとい零細なる記錄にもせよ、それらの見える唐以前の史料にして、その成立年代の知られる、もっとも古いものは、魏の著者未詳の『西南異方志』であり、これによって三國時代の「驃國」が、いかなる國であったかを窺うことができる。それを引用している、晉の魏宏の『南中八郡志』は、『西南異方志』についで古いものである。（これらについては、別の機會に、「『西南異方志』と『南中八郡志』—魏晉時代の驃國史料として—」において、わたくしの見解を詳論しておいた。）

史料としての成立年代は、『南中八郡志』と同じく晉代でも、その中に見える記事が、『西南異方志』よりも古い、後漢時代に遡って、わずかにもせよ、これに觸れているものに、晉の常璩の『華陽國志』がある。それが後漢時代に觸れているというのは、この時代、中國の極西南なる永昌郡下に、「僄越」の民のいたことを記しているが、これを他の機會に考證したごとく、「越の僄」と解することにより、その「本國なる僄」の國の存在したことを推測することができるからである。

「僄」が「驃」と同じく、Pyūの對音であることに、問題はないであろう。しかして後漢より以前、Pyūの存在したことは、後世の傳說以外、當時の文獻にはもちろん、當時を距ること遠からぬ時代のそれにも、これを見出すことはできないので、Pyūの存在したことの認められる、もっ

とも古い時代は、後漢であり、したがって、このことを記せる『華陽國志』は、そうした文獻としては、もっとも古いといわなければならない。

かくて後漢より三國を經て兩晉に至る、Pyū國の存在を認めることができたのであるが、さらに降って南北朝時代には、いかなる史料があるであろうか。

唐代になると、はじめて正史に驃國の傳が見えるが、魏晉と唐との間の南北朝時代に、驃國の存在したことを報ずる史料は、これまで知られなかったが、從來晉代のそれであると、誤り傳えられて來たものを、再檢討することによって、それが南北朝時代のものであることを明らかにし、いささかにもせよ、これによってその闕を補いたいというのが、この小篇の狙いである。

二　『廣志』に見えたる剽國

晉代の『南中八郡志』以後、唐代の正史以前において、驃國に當る名の見えるのは、『後漢書』（卷一一六）西南夷傳、哀牢夷の條の、唐の李賢の注に引く『廣志』や、北宋の李昉らの『太平御覽』（卷九五六および九八一）などに引く同書であって、それらには「剽國」の名が見えている。

この「剽國」を、唐の道世の『法苑珠林』（卷三六）の通行本に引く『廣志』には、「瀏國」に作っている。ところが、『大正新脩大藏經』（卷五三）事彙部所收の『法苑珠林』を檢すると、その底本となっている高麗本には、通行本のごとく、「瀏國」となっているけれど、その他の宋本・元本・明本ならびに宮內廳圖書寮本など、いずれも「剽國」に作られているので、これに從うことにすれば、「剽」は、明の張自烈の『正字通』に、「剽」の俗字と見えるゆえ、「瀏國」は「剽國」であり、しかして「剽國」が「剽國」である限り、上記の『後漢書』注や『太平御覽』に引くところの『廣志』の「剽國」と、少しも變らないことになろう。しかしてこの「剽」も、『華陽國志』の「僄」や『西南異方志』・『南中八郡志』および唐の正史の「驃」のように、「票」を聲符とせる同音の字で、いずれもPyūの對音と見ることができよう。

もっともPyūについては問題がある。すなわちそれは、古くからPyū と呼んだので、そのごとく綴るに至ったの

か、またはPrū であったのが、Pyū のごとく發音していたのか、あるいはPyū が古かったのを、後世Prū とも書くに至ったのか、こうしたPyū とPrū との關係については、大いに議論があって、未解決の問題であるので、別の場合に論じたいと思うが、ここでは「驃」とともに、「僄」および「剽」が、ともにPyū にもっとも近い音を有するので、いずれもその對音と見なすことにおいては、異論のないことをいうだけに止めておこう。

しからば問題の『廣志』には、「剽國」について、いかなる記事が見出されるであろうか。

三　剽國の產物

(1)桐華布（橦華布）　平川紀一氏の「ビルマ古代史について」（『工學院大學文化科學研究論叢』創刊號、東京、1962, 頁一八二）の中に、

「後漢書南蠻西南夷傳の哀牢夷の條には、晉の郭義恭の『廣志』を注に引き、〝剽國は白桐木有り〟（藝文類聚卷八八・太平御覽卷九五六並所引）という。」

と述べられているが、これはあまりに省略されすぎているので、もっと忠實に原文を引用すると、『後漢書』（卷一一六）の唐の李賢注に引く『廣志』には、

「剽國有二桐木一。其華有二白毳一。取二其毳一淹漬。緝織以爲レ布也。」

と見え、『太平御覽』（卷九五六）所引の『廣志』には、李賢注の「桐木」を「白桐木」とし、「其華有二白毳一」を「其葉有二白毳一」に作り、「淹漬。緝織以爲レ布也」を「淹漬緝績。織以爲レ布」に作っている。

唐の歐陽詢らの『藝文類聚』（卷八八）通行本に引く『廣志』には、「剽國」を「異國」とし、「白桐木」の「桐」を脫して「白木」とし、「白毳」を「白毛」とし、「緝績」を「滑績」としているなど、誤脫が目立つ。ところが一九五九年に、上海圖書館發行の宋の紹興本の景印では、かえって通行本の誤脫のうえに、さらに「白毳」が「自毳」となっており、「淹漬」が「淹淸」となっているなど、この種のものでは、宋板かならずしもテキストの校合に役立つとはいえないものあるに氣付くのである。されど「其葉」以下の文が、『太平御覽』のそれに近似しているのは、『太平御覽』が、他にもその例が見出されるごとく、『藝文類

聚』から採ったものと考えられ、したがって誤脱のそれほどでなかった『藝文類聚』の原本には、通行本のみならず、景宋本にも「異國」と見えるのが、「剽國」とあったに相違なかろう。

また諸書に引かれた『廣志』の佚文を集めて、原本のごとく二卷となした、清の馬國翰の『玉函山房輯佚書』（卷七四）所收の『廣志』（卷下）には、上記の佚文を『太平御覽』（卷九五六）から引き、さらに「後漢書西南夷傳注訛爲二尉國一」とて、「剽」を「尉」に誤っているように見えるが、今日通行本の『後漢書』西南夷傳注には、上記のごとく「剽國」と正されているのである。

かように多少の異同出入は、傳寫を重ねているうちに、おのずと生じたものと見なければならないが、その中で、とくにはなはだしい相違は、織って布となす白毳が、「華」にありというのと、「葉」にありというのとの差であろう。これは文字の似ているところから起った、よくあることであるとは思われるが、この場合、そのいずれが正しいかを、確かめておかなければならない。

晉の常璩の『華陽國志』（卷四）の永昌郡の產物を記しているうちに、剽國のそれと同じ織物について、つぎのごとく說いている條がある。

「有二梧桐木一。其華柔如レ絲。民績以爲レ布。幅廣五尺以還。潔白不レ受レ汚。俗名曰二桐華布一。以覆二亡人一。然後服レ之。及賣與レ人。」

これによれば、白毳があるのは、「葉」ではなくて、「華」でなければならない。これ「桐華布」の名あるゆえんである。『後漢書』の哀牢夷の條の注には、物產の中に、「俗名曰二桐華布一」という一句は省かれているが、その他は、『華陽國志』の文と同樣なので、後に出た『後漢書』の注は、前に存したこれから引いたものと思われる。

「葉」は誤りで、「華」の正しい旁證は、他にも擧げることができる。晉の左思の蜀都賦には、「布有二橦華一」とあるのに對し、同時代の劉逵は、「橦華者。樹名橦。其花柔毳。可二績爲レ布。出二永昌一」といっているので（李善注『文選』卷四）、「桐華布」は、すなわち「橦華布」にほかならないがごとき、これである。「桐」と「橦」とは、異字ではあるが、同音であるところから、相通用したものと思われる。

清の廖寅が、南宋の李奎本に基づき、『華陽國志』を校刊するや、この『文選』注によって、『華陽國志』に見える「梧桐木」の「梧」を「當レ衍」とし、「桐」を「當レ作レ橦」とて、前記蜀都賦の「橦華」を引き、「李奎依二後漢書一誤改耳」といっている。なるほど劉宋の范曄の『後漢書』（巻一一六）西南夷傳、哀牢夷の條には、「有二梧桐木華一。績以爲レ布。幅廣五尺。潔白不レ受二垢汙一。先以覆二亡人一。然後服レ之」とて、「梧桐木」に作っているが、これはこれより先きに出た『華陽國志』によったものと思われるので、李奎が『華陽國志』を校刊するに當って、その校勘に『後漢書』を用いたことは認められるとしても、廖寅のいうがごとく、はたして李奎が、「依二後漢書一誤改耳」と斷じうるかどうかは、李奎の用いた『華陽國志』底本に、「梧桐木」が、ただ「桐木」となっていたか、いまそれを檢することはできないので、「梧」は「當レ衍」と確言できないとしても、『後漢書』の本文でなく、その李賢注に引く『廣志』に、ただ「桐木」とあるのを見れば、この場合「梧桐木」は、「桐木」というのが正しいようであり、しかしてその「桐木」が、「橦木」であることも首肯されるが、「桐」は「橦」と同音で通用される限り、かならずしもこれを「當レ作レ橦」と、窮屈に考えなくてもよいかもしれない。

これらの「桐華布」または「橦華布」の原料を供給する「桐」もしくは「橦」は、いかなる木であろうか。それはすでに知られているごとく、Bombacaceae 科の Bombax 屬の木で、それには五十種ばかりもあるというが、主としてその花の毛が織物に用いられているのは、Bombax malabaricum (B. ceiba) であるので、「桐華布」または「橦華布」というは、この花毛を績いで織られたものに違いない。

剽國の產物として、永昌地方に見られた、Bombax の一種の花毛で織られた織物（桐華布または橦華布）のあったことを、『後漢書』の李賢注に引く『廣志』によって知りえたが、『太平御覽』（巻九八一および九八二）の香部ならびにその他に引く『廣志』によって、剽國には、いろいろの香の產出したことが報ぜられている。

(2) 雞舌香　『太平御覽』（巻九八一）には、

「廣志曰。雞舌出二南海中及剽國一。蔓生レ實。熟貫レ之。」

と載せている。「剽國」とともに、雞舌香が「南海中」に出るというのは、『太平御覽』の同じ個處に、吳の康泰の『吳時外國傳』を引いて、

「吳時外國傳曰。五馬州出二雞舌香一。」

という、その五馬州を指したのであろう。五馬は、Gaumedi の下略對音で、「南海中」なるモルッカスの土人が、雞舌香すなわち丁子香（丁香）を呼ぶ稱にほかならないので、五馬州は、雞舌香の島という意であると思われるからである。

こうした南海の香料諸島とともに、剽國にも、また雞舌香が產したというのである。

(3) 艾納香　『太平御覽』（卷九八二）には、

「廣志曰。艾納出二剽國一。」

と見える。この「艾納香」（の木は Blumea balsamifera）が、剽國に出ることは、唐の道世の『法苑珠林』（卷三六）華香篇所引の『廣志』など、唐代のものに同樣に見えているので、『太平御覽』は、おそらくこれらによったものであろう。しかるに北宋の劉翰・馬志らの『開寶本草』に、「艾出二剽國一」という「艾」は、それが剽國に出るという限り、かならずやこの「艾納香」の略稱であろうし、また同じ『開寶本草』に、「廣志曰。艾納香出二西國一」とある「西國」は、それが艾納香の產地である以上、おそらくは「剽國」の「剽」の左偏の「西」のみを取った省略形と見るべきでなかろうか。

艾納香が、いかなる香であるか。香料史にもっとも造詣深い山田憲太郎博士に、これについてお尋ねしたところ、詳細な報告を辱うすることができて、感謝に堪えないところであるが、ここにこれを紹介するためには、紙幅の足らないことを遺憾とする。

(4) 兜納香　この香もまた『廣志』に剽國に生ずると傳えられているものである。唐の李珣の『海藥本草』を引いている、明の李時珍の『本草綱目』（卷一四）に、「兜納香出二西海剽國諸山一」とて、剽國とともに擧げている西海は、『魏略』にこの香が、大秦國に出づとあるのによったもので、『廣志』には剽國が、兜納香の產地として擧げられていたわけである。ただしこの兜納香がいかなる香であるかは、山田博士もいまだ詳らかにしないとのことである。

以上、『後漢書』注、『法苑珠林』ならびに『太平御覽』

などに引かれている、剽國に關する『廣志』の記事によって、『廣志』の著わされた時代に、「剽國」の存在したこと、しかしてその「剽」が、「驃國」「僄國」の「驃」「僄」とともに、「票」を聲符とせる同音の字で、いずれも Pyū の對音と考えられること、およびこの國の產物について、當時中國人の關心をもっていたものが、桐華布または橦華布のごとき織物類や、雞舌香・艾納香・兜納香などのごとき香類であったことを知りうるのである。

(5)珂珠貝　『太平御覽』(卷三五九)に、「廣志曰。剽刃國出二桐華布・珂珠貝・艾香・雞舌香一」と見える「剽刃國」は、「剽國」と同じく、「桐華布」「艾香」(すなわち「艾納香」)「雞舌香」を產出するので、あるいは「剽刃國」の「刃」は衍字で、それは「剽國」であるように思われる。もしもそうだとすると、この國は、貝類なる「珂珠貝」を產出したことになる。

そこでこの『廣志』が、いつの時代のものであるかを明らかにしなければならない。

四　『廣志』の撰者とその撰著年代

『廣志』の撰者が、郭義恭であることは、『隋書』(卷三四)經籍志に、すでに著錄されているところであり、かつ諸書に引くところ、いずれも『郭義恭廣志』と見えているので、撰者については、ほとんど疑いはない。されど清の姚振宗の『隋書經籍志考證』(卷三〇)に、「郭義恭始末未レ詳」といい、同じく文廷式の『補晉書藝文志』(卷五)に、「不レ詳二義恭何時人一」といっているごとく、郭義恭が、いかなる經歷の人であるかはもちろん、いつの時代の人であるかさえ、いまだ明らかでなく、したがってこの書の成ったのが、どの時代であるかも、詳らかでない有樣である。

かつて P. Pelliot は、"Deux itinéraires de Chine en Inde à la fin du VIIIe siècle" (*BEFEO*, Hanoi, 1904, t. IV, p. 172) のうちに、「郭義恭が、いつの時代の人であるかは、知られないが、かれの『廣志』が、たしかに唐の時代以前のものであるといえるのは、すでにそれが、『隋書』經籍志に著錄されているからである」と述べている。

かように郭義恭の『廣志』は、『隋書』經籍志に著錄さ

れているので、唐以前に成ったものであり、したがって隋を下限とし、それ以前のものであることは、もとよりのことである。けれどもそれ以前、どこまで遡りうるか、その上限は、Pelliot の博學をもってしても、知られなかったと見える。

(1)晉代説とその批判

しかるに中國では、明清時代に、すでに郭義恭をもって、もっぱら晉の人と見なし、したがって『廣志』の成ったのを、晉代のことと見なして來た。明にては、陶宗儀の『説郛』（号六一）のごときが、これであり、清になっては、馬國翰の『玉函山房輯佚書』（卷七四）をはじめ、丁國鈞の『補晉書藝文志』（卷三）、秦榮光の『補晉書藝文志』（卷三）、吳士鑑の『補晉書經籍志』（卷三）、黄逢元の『補晉書藝文志』（卷三）など、いずれも既定の事實のごとく、郭義恭を晉人と見なして來た。そこでかれが晉人であることに、疑問を感じた文廷式も、なおかつ「今姑存ニ其目ニ」とて、かれの『補晉書藝文志』（卷五）の中に、郭義恭の『廣志』を收錄しているほどである。されば平川氏が、前掲のごとく、「晉の郭義恭の廣志」と記されているのも、ただこの通説に從われたまでであろう。

では通説にて、郭義恭を晉人と見なしたのには、いかなる根據があるであろうか。それは詳らかであるとはいえないにしても、すでに晉人という以上は、何らかそこに據りどころがあったに違いない。強いてこれを求めるとしたら、(a)『廣志』が『隋書』經籍志の中に著錄されているところの、序次の先後からと、(b)『廣志』佚文の內容の檢討からとの、これら二點よりほかには、現實にこれを見出すことができないであろう。

(a)まず『廣志』の著錄されている『隋書』經籍志について、この經籍志が、隋一代のそれでなく、隋以前の經籍志でもあることは、『隋書』經籍志そのものの成立を考えるなら、判然とするはずである。

いうまでもなく『隋書』經籍志は、今日一般に、唐の魏徵らの『隋書』の中の經籍志のごとく見なされているけれど、魏徵らによって、貞觀十年正月、太宗に上進された『隋書』は、ただ五帝紀・五十列傳から成っただけのもので、それには十志が含まれておらず、したがってその中に、經籍志はなかった。この經籍志は、于志寧・李淳風・

韋安仁・李延壽らが、貞觀十五（六四一）年に撰し、太宗崩後、顯慶元（六五六）年五月に、長孫無忌の名において、高宗に上進された、『五代史志』十志の中の一志であった。かように『五代史志』は、『隋書』と、その成立を異にしたので、最初は別別に行われていたのであるが、後になって兩者が併され、現行のごとき形をとるに至ったものである。

しからば、ここにいう「五代」とは、何を指すのであるかというに、梁・陳・齊・周および隋の五代で、唐の後の後梁・後唐・後晉・後漢・後周の五代に對して、これを前の五代と稱する。それゆえ『隋書』經籍志といっても、隋一代のそれを意味するものでなく、前五代の時代に存在した經籍を著錄したものといわなければならない。したがってこれに著錄されているものは、Pelliotのいうがごとく、唐以前にあったものに相違ないが、精しくいえば、梁・陳・齊・周および隋の前五代に成ったものと、前五代以前、すなわち南朝の梁以前、北朝の齊以前に成って、當時に存在したものとが、收錄されているものと考うべきである。

問題の『廣志』二卷は、この經籍志の子部、雜家類の中にて、晉の張華の『博物志』十卷、『張公雜記』一卷、『雜記』十一卷のすぐつぎに擧げられ、しかして郭義恭が、何朝の人であるかを記していないので、あるいはその前の張華と同じく、晉人と見なされたのかもしれない。『廣志』のつぎには、『部略』十五卷、『博覽』十三卷を擧げて撰者を示さず、そのつぎの『諫林』五卷には、南朝の齊の何望之撰としているので、その前の郭義恭を晉人と見なしたとしても、この點からは、矛盾を感じないで濟みそうである。

『五代史志』經籍志の後に出た、後晉の劉昫・張昭遠らの『舊唐書』（卷四七）經籍志には、『廣志』が著錄されておらず、北宋の歐陽脩・宋祁らの『新唐書』（卷五九）藝文志に至って、丙部、子類、雜家類の中に、この『廣志』二卷が見える。そこにはこれが、晉の張華の『張公雜記』一卷の後に、晉の崔豹の『古今注』三卷の前に挿まれているので、郭義恭を晉の人と見なすには、一そう都合がよさそうに思われよう。

以上は『廣志』が『隋書』經籍志、すなわち『五代史志』經籍志、ならびに『新唐書』藝文志に著錄された、その先

後の序次から、晉代に成ったように思われるというまでにすぎない。もしこのような據りどころから、郭義恭を晉人であるとの說が起ったのであるというなら、とうてい成立すべくもないであろう。

というのは、經籍志および藝文志に著錄されている序次は、かならずしも年代順になっていないので、ただその先後を見ただけにて、『廣志』の成った年代、したがって郭義恭の生存年代を決定することができないからである。すなわち、『隋書』經籍志では、晉の張華の『博物志』十卷の前に、その後に擧げらるべきはずの梁の元帝の『金樓子』二十卷があったり、齊の何望之の『諫林』五卷の後に、その前に成った劉宋の范泰の『古今善言』三十卷があったりするごとく、また『新唐書』藝文志においても、『隋書』經籍志の場合と同樣、晉の張華の書の前に、後に出た劉宋の范泰のものがあったりするように、著錄の順序は、かならずしもその書の成立年代順でもなければ、撰者の生存時代順でもないのである。その排列には、一定の標準を見出しがたい。

かようなわけで、『廣志』が、『隋書』經籍志の中に著錄されている、その序次の先後からでは、その書が晉代に成ったものであるとも、またその撰者郭義恭が、晉の人であるとも、斷じえないとすれば、晉代說は、一たい何に基づいたものであろうか。

(b)著錄の序次に、晉代說の據りどころが見出せないとすると、つぎには『廣志』佚文の內容を檢討することにより、その根據を發見するよりほかないであろう。

淸の文廷式の『補晉書藝文志』(卷五)に、郭義恭の『廣志』二卷を擧げて、「按類聚・書鈔・文選注諸書。稱引至多。皆晉以前事」といっているごとく、唐の歐陽詢らの『藝文類聚』、虞世南の『北堂書鈔』、李善の『文選注』などに見える、『廣志』の佚文をはじめ、その他『玉函山房輯佚書』(卷七四)所收の『廣志』に收載された、その他の書に引かれている、それらの佚文を檢すると、その內容は、いずれも晉以前のことを記しているようである。

はたしてそうであるとすると、その書を著わしたものは、少くとも晉代に生存した人で、それ以前の事を書いたものであろう、と考えられないことはない。これ晉代說の起ったゆえんであると、考えられないこともないかもしれ

ない。

ところがこれについて、注意すべき『廣志』の佚文が、後魏の酈道元の『水經注』（巻一五）ならびに北宋の李昉らの『太平御覽』（巻九八四）に見える。すなわち、

「廣志曰。鯢魚聲如二小兒一。有二四足一。形如レ鱧。可二以治レ手（『御覽』無二此句一）。出二伊水一也。司馬遷謂二之人魚一。故其著史記曰。始皇帝之葬也。以二人魚之膏一爲二其燭一也。徐廣曰。人魚似レ鮎而四足。卽鯢魚也。」

とあるもの、これである。この「徐廣曰」に繫るのが、「人魚似レ鮎而四足」までであることは、前漢の司馬遷の『史記』（巻六）秦始皇本紀に、始皇帝を酈山に葬ったとき、「以二人魚膏一爲レ燭」とある「人魚」に注して、劉宋の裴駰の『史記集解』には、「徐廣曰。人魚似鮎四足」と見えているからで、そのつぎの「卽鯢魚也」は、徐廣を引いた『廣志』の撰者郭義恭の説明文と見るべきであろう。

郭義恭の『廣志』に、徐廣の書を引いている限り、『廣志』が徐廣の書より後に出來たことは、疑うべくもない。したがって徐廣の書が、いつ成ったものであるかを明らかにすれば、『廣志』撰著年代の上限を知ることになり、これによって、『廣志』が晉代に成ったと見なしうるかどうかが、判然とすることとなろう。そこで『廣志』佚文の内容の檢討から、『廣志』を晉代に成ったものと見なす説が、是であるか否であるかの最後の決定は、つぎに試みんとする徐廣の『史記音義』の撰著年代の究明に待たなければならないことになろう。

(2)『廣志』撰著年代の上限と、徐廣『史記音義』

徐廣の書は、劉宋の裴駰の『史記集解』の序に、「徐廣研二核衆本一。爲作二音義一」といっている、『史記』の『音義』で、それは『隋書』（巻三三）經籍志に、『史記音義十二卷。宋中散太夫徐野民撰」と著錄しているもの、これである。『隋書』經籍志に、徐廣を徐野民と呼んでいるわけは、廣の名が、隋の煬帝の諱であるところから、それを避けて、字の野民を用いたまでのことであろう。

徐廣の『史記音義』は、『舊唐書』（巻四六）經籍志には、「史記音義十三卷。徐廣撰」とし、『新唐書』（巻五八）藝文志には、「徐廣史記音義十三卷」に作り、『隋書』の徐野民を徐廣に改め、『隋書』の十二卷を十三卷としている。徐野民を徐廣としたのは、唐代では、もはや隋諱を

避ける必要がなかったからであろうが、十二卷を十三卷としたのは、いかなる理由であるか、いまだ詳らかでない。

が、唐代にては十三卷と認められていたと見え、兩唐志のほか、司馬貞の『史記索隱』序にも、張守節の『史記正義』にも、ともに十三卷としている。ただ『史記索隱』後序には、『徐廣作三音義一十卷一』と見えているが、宋代になると、鄭樵の『通志』（卷六五）には、『隋書』經籍志によって、『史記音義』を十二卷としているのがあるとともに、王堯臣らの『崇文總目』（卷二）のごときは、これを九卷に作っている。かようなわけで、「未レ知二孰是一」と、清の謝啓昆の『小學考』にも、いっているわけである。

わたくしの考えでは、もしこの當時、『史記音義』が、徐廣の著わした單行本の形で現存していたのであったなら、かくのごとく卷數が區區に傳えられているはずはなさそうに思われるが、そうでないのは、裴駰の『史記集解』が成るや、徐廣の『史記音義』が、『史記』の各篇の相當箇處に、注として散入されたがため、廣く一般に行われた半面、單行本の形で傳わらなかったからこそ、もとの卷數が判然とせず、そのため區區の說が生じたのでなかろうか、と思われる。

徐廣の『史記音義』は、かくのごとく『史記』の注であるがゆえに、また『史記注』とも稱せられた。文廷式の『補晉書藝文志』（卷五）の郭義恭の『廣志』の條に、『廣志』に引く「徐廣」を、『徐廣史記注』と解しているのは、このためであろうと思われる。『徐廣史記音義』のほかに、別に『徐廣史記注』というがごときものがあったとは、いまだ考えることができない。

ここに重要なことは、郭義恭の『廣志』に、徐廣の『史記音義』を引いていることである。そうである限り、『史記音義』は、『廣志』より以前に成ったものに相違なく、したがって徐廣は、郭義恭よりは以前の人か、少くとも同時代の先輩であったに違いないこととなる。ここにおいて郭義恭の生存年代が、隋を下限として、その上限をいつに求むべきか、また『廣志』の成ったのが、どの時代であったか、それらを知るために、徐廣が、いつの人であり、『史記音義』が、どの時代に成ったかを明らかにする必要が生じる。

徐廣の『史記音義』が、いつ成ったかについて、比較的古

くこれを見ているものは、晉代だといい、比較的新しくこれを踏んでいるものは、宋代だという。晉代と見ているものには、唐の司馬貞の『史記索隱』の序がある。それによれば、「逮レ至二晉末一。有二中散大夫東莞徐廣一。始考二異同一。作二音義十三卷一」とて、『史記音義』の成ったのを、晉代、とくに「晉末」と見なしている。これを劉宋のとき成ったと見なしているものには、既述のごとく、「史記音義十二卷。宋中散大夫徐野民撰」とせる、『隋書』經籍志がある。これと同様に、『史記索隱』の後序にも、「宋中散大夫徐廣作二音義一十卷一」としている。したがって『史記音義』の成ったのを劉宋と見なして、淸の聶崇岐の『補宋書藝文志』には、これを收めているゆえんである。

そこで『史記音義』の成ったのは、晉代と宋代と、いずれと見るのが正しいであろうか。それには徐廣の傳を調べてみる必要がある。徐廣の傳は、唐の房玄齡らの『晉書』（卷八二）に見えるので、この點からいうと、かれは晉人と稱してもよさそうである。ところがかれの傳は、また梁の沈約の『宋書』（卷五五）にも載っている。それゆえかれは、また宋人であるともいえるであろう。ということは、かれが晉末から宋初へかけて、生存していたということである。

かれの生存年代が、晉・宋兩代に跨っていたことは、かれが「元嘉二年卒。時年七十四」と『宋書』にあるので、東晉の穆帝の永和八（三五二）年から、劉宋の文帝の元嘉二（四二五）年までの七十四年間に及んでいることで、明らかである。しかして晉が亡んで、宋が起ったのは、永初元（四二〇）年のことであるから、かれは七十四年の生涯中、大部分を晉の時代に送り、晚年だけを宋の時代に生きながらえていたといえる。

晉宋兩代にわたり生存していたかれは、兩朝に仕えたので、兩朝の列傳に傳えられているわけである。『晉書』徐廣傳によれば、かれは晉の秘書監にまでなったので、「吾乃晉室遺民也」と思っていたように傳えられているが、『宋書』のそれには、宋が興るや、永初元（四二〇）年、武帝は詔して、かれを中散大夫に擧げているのである。これ『隋書』經籍志および『史記索隱』後序などに、「宋中散大夫徐廣」と見えるゆえんでなければならぬ。それゆえ『史記索隱』序に、「逮レ至二晉末一。有二中散大夫東莞徐廣一」

といっているのは、誤りというべきであろう。なぜなら、徐廣が中散大夫となったのは、晉末ではなく、劉宋になって後のことだから。

かれが義熙十二（四一六）年に、『晉紀』四十六卷を撰して、これを東晉の安帝に上っていることは、『晉書』『宋書』の兩本傳に見えているのに、『史記音義』（もしくは『史記注』）を作ったことが、兩傳のどこにも載せられていないのは、書き漏らされているのでない限り、どの朝廷にも、これを上らなかったためと見るべきであろう。

すでに徐廣が中散大夫となったのは、晉末ではなく宋になってからであり、しかして『隋書』經籍志や『史記索隱』後序などに、いずれも『史記音義』をもって、宋の中散大夫徐廣の撰としているばかりでなく、かれと同時代の後輩なる裴駰が、その『史記集解』の序に、「故中散大夫東莞徐廣。研二核衆本一。爲作三音義一」云云といっているので、徐廣の『史記音義』は、たとい晉末から着手されていたにせよ、宋の中散大夫徐廣の撰である限り、その成ったのは、晉代ではなくて、宋に入ってからのことであると見なすべきであろう。

かように徐廣の『史記音義』が、宋に至って成ったものとすれば、それを引いている郭義恭の『廣志』は、とうてい晉代に成ったものということはできないであろう。これわたくしが、陶宗儀・馬國翰をはじめ、丁國鈞・秦榮光・吳士鑑・黃逢元らが、いずれも既定の事實のごとく、郭義恭を晉人と見なし、その『廣志』の成ったのを晉代と見なしている通說に、從うことができないゆえんである。

かくて郭義恭が、晉の人でないとすれば、一體、いつの人であり、またその『廣志』が、晉の時代に成ったものでない以上、いつ成ったのであろうか。

『廣志』の成った上限は、それが徐廣の『史記音義』の成った劉宋を遡ることはできない。しかして『史記音義』の成ったのは、徐廣が、宋の中散大夫であったときのことで、それが武帝の永初元（四二〇）年から、文帝の元嘉二（四二五）年までの間であった以上、大體からいって、四二〇年代と考えてよかろう。そうすると『廣志』の成った上限は、四二〇年代ということになる。しからば『廣志』の成った下限は、唐以前において、いつであるといえるであろうか。

(3)『廣志』撰著年代の下限と、酈道元『水經注』および劉孝標『世說注』

『廣志』の成った下限は、それが『隋書』經籍志に見えているところから、七世紀初葉の隋代と見なされて來た。もしそうだとすると、上限の五世紀前半と、下限の七世紀初葉との間には、二世紀近くも隔たりがあることになる。それではあまり隔たりすぎるので、もっとこれを縮めることができないであろうか。それには『隋書』經籍志以前において、『廣志』を引用している書のうちで、成立年代のもっとも古いものに、いかなるものがあるかを、檢討する必要がある。というのは、『廣志』が、それに引用されている、そのもっとも古い書よりも、さらに古いということになり、その年代が、『廣志』成立年代の下限となるからである。

そこで『玉函山房輯佚書』所收の『廣志』について、引用書のもっとも古いものを檢索するに、少くともその一つとして、開卷劈頭に引いている、後魏の酈道元の『水經注』が目につくであろう。後魏といえば、北朝の最初の王朝で、『廣志』の成った上限なる、南朝の最初の王朝である劉宋と同時代か、少くともそれよりあまり距らないであろうと考えられるからである。

登國三（三八六）年より興った後魏は、永熙三（五三四）年に亡んだのに對し、永初元（四二〇）年に晉に代って立った宋は、昇明三（四七九）年に齊の代となった。それゆえ後魏は、宋が亡んで後、なお五十五年も續いているので、その間に南朝では、齊（四七九―五〇一）を經て、梁（五〇二―五五〇）の時代となっている。されば『水經注』の成ったのが、北朝の後魏の時代であるとしても、これを南朝にすると、宋より齊を經て、梁にまで及んでいるので、『廣志』成立の下限を求めるためには、『水經注』が、後魏の時代の、いつ成ったのであるか。これを南朝にすると、宋・齊および梁の、いずれの時代に當るか。これを明らかにするを要する。

『水經注』の成った年代について、平川氏は、「水經注は、南北朝時代の宋（四二〇―四七九）の時の編纂といわれ、別の佚文に、文帝の元嘉二十三（四四六）年に檀和之が林邑を破った記事のあるところから、それ以後の撰述と考えられている」（前掲論叢、頁一七九）と述べられてい

る。もしもそうだとすると、『廣志』の成った下限は、大體、五世紀後半の宋代であるということになり、しかしてその上限は、四二〇年代であるので、『廣志』の成ったのは、五世紀の宋代ということになろう。

しかしながら、『水經注』が、「南北朝時代の宋の編纂」であるというのは、何に據られたのであろうか。『水經注』の著者酈道元の傳は、『魏書』（巻八九）および『北史』（巻二七）にあるも、これらには、その生卒年を載せていない。が、『魏書』の本傳に、かれが「遂爲二（蕭）寶夤所一害。死二於陰盤驛亭一」と見えるので、同書（巻五九）蕭寶夤傳を檢すると、後魏の孝明帝の孝昌三（五二七）年十月に、酈道元が、蕭寶夤のために殺されているから、『水經注』が、五世紀の宋代に成ったとしては、少し遡りすぎはしないか。

R. C. Majumdar のごときは、"Chouei King Tchou composed in 527 A. D."（*Ancient Indian Colonies in the Far East*. Vol. I. *Champa*. Lahore, 1927, p. 19）としているが、五二七年は、酈道元の死んだ年で、『水經注』が成ったのは、それ以前に相違ない。しからば五二七年以前で、いつごろ成ったと考えられるであろうか。

L. Aurousseau は、その卒年から推して、その成ったのを≪début du VIe siècle≫（*BEFEO*, Hanoi, 1923, t. XXIII, pp. 144, 219）のごとく、六世紀初葉と見なしているが、さらに精しくかれの傳を檢討して、六世紀初葉をもっと限定したものに、丁山の「酈學考序目」（『國立中央研究所歴史語言研究所集刊』上海、一九三三、第三本第三分）、森鹿三博士「酈道元略傳」（『東洋史研究』京都、一九四一、六巻二號、頁五六―五七）および小尾郊一博士『中國文學に現われた自然と自然觀』（東京、一九六二、頁四五九―四六〇）などがある。それらによると、多少の精粗異同がないわけでないが、史料が限定されているので、大差のあろうはずはない。

すなわち酈道元は、延昌四（五一五）年、東荆州刺史に任ぜられて、間もなく免ぜられてから（『北史』本傳、『水經注』巻二九、比水注）、正光五（五二四）年河南尹に任ぜられるまで（『周書』趙肅傳）、約十年ほどの間に、『水經注』を著わしたものと思われる。というのは、『水經注』序に、「竊以多暇。空傾二歳日一。輙注二水經一。布二廣前文一」

とあるのが、そのときのことと推定されるからである。この約十年間を、さらに縮めるような史料はないといってよい。

かようなわけで、今日もっとも信頼しうる限り、『水經注』の成ったのは、後魏の延昌四（五一五）年から正光五（五二四）年までの約十年間に求むべきである。そこでもしその概數を擧げるなら、その中間に近い五二〇年を取って、その前後ごろ成った、といってよいかもしれない。しかるときは、平川氏の擧げられた元嘉二十三（四四六）年は、五二〇年前後からは、七十四年前後、以前のこととなって、そのころ酈道元が、生存していたとは考えられない。けだし丁山によると、酈道元の生れたのは、後魏の獻文帝の皇興元（四六七）年と推定されているので、もしこれが事實に近いとすれば、五二七年にかれが殺されたときは、六十一歳にすぎないことになるからである。

かくて『水經注』の成ったのを、五二〇年前後と考えると、それは北朝の魏の孝明帝の正光元年前後であり、南朝では、梁の武帝の普通元年前後に當る。それゆえ酈道元は、北朝の最初の後魏の人であり、その著なる『水經注』は、後魏の時代に成ったものであるが、その年代は、南朝の最初なる宋の時代ではなく、齊を經て、梁の時代になってから、間もないときのこととなる。

さればこの『水經注』に引かれている、郭義恭の『廣志』は、『水經注』の成った五二〇年前後の梁初より以前に著わされたものに相違ない。それゆえ『廣志』を引いている書のうちで、五二〇年前後ごろに成った『水經注』が、もっとも古いものと見なさる限り、『廣志』の撰著年代の下限は、五二〇年前後ごろの梁初であると見なしてよかろう。

『玉函山房輯佚書』（卷七四）所收『廣志』の引用書目中では、『水經注』がもっとも古いが、清の沈家本の『古書目四種』第二編『世說注』所引書目のうちには、『廣志』を擧げて、それが汰侈篇に見えていることを示している。そこで劉宋の劉義慶の『世說』の汰侈篇を檢すると、本文の「珊瑚」に對して、梁の劉孝標は、「廣志曰。珊瑚大者、可レ爲三車軸一」と注している。

『玉函山房輯佚書』の『廣志』には、『世說注』からは引いていないが、北宋の李昉らの『太平御覽』（卷八〇七）から引いて、「廣志曰。珊瑚其長者爲三御車柱一。出三西海底一」

と載せている。これを劉孝標の注に比べてみると、いずれも『廣志』から引いており、その内容は、ともに「珊瑚」のことで、(a)前者の「珊瑚大者」が、後者では「珊瑚其長者」に作られており、(b)前者の「可レ爲二車軸一」が、後者では「爲二御車柱一」と見え、(c)前者にない「出二西海底一」が、後者には載っている。

『太平御覽』に引く『廣志』の(c)「出二西海底一」が、『世說注』に引く『廣志』に見えないのは、『世說注』では、『廣志』の前に、吳の萬震の『南州異物志』を引いて、「珊瑚生二大秦國一。有レ洲。在二漲中一。……底有二盤石一。……珊瑚生二於石上一」云云とて、詳細なる記事があるので、「出二西海底一」というのを省略し、『南州異物志』に見えない記事のみを記したものと見ることができる。前記(a)と(b)とは、ともに同一のことを、同じ『廣志』から引きながら、書寫のさい、異同が生じたものであろう。大體からいえば、『世說注』の方が、『南州異物志』にない記事だけを、できるだけ省略して載せたものであるように、『太平御覽』の方は、北齊の武平三(五七二)年に成った、祖孝徵らの『修文殿御覽』のごときものから、『廣志』の記事を、それほど省略せずに載せたために、かかる差異を生じたものにすぎない、と考えることができよう。

はたしてしからば、『廣志』が、すでに『世說注』に引かれている以上、その注の書かれた梁以前、少くとも梁の早期に、『廣志』の存在していたことを知ることができ、さきに『水經注』によって、『廣志』の成った下限を梁初と見なしたことが、これによっても、裏書きされることになろう。

以上、『廣志』の撰者と、その撰著年代について、叙述、すこぶる繁瑣にわたったが、要するに『廣志』の撰者が、郭義恭であることには、疑いがないにせよ、かれが何朝の人であったか、したがってかれの『廣志』が、いつ成ったかが、問題の存するところである。

今日通說では、郭義恭は晉の人であり、したがって『廣志』は、晉代に成ったように考えられているが、『廣志』のうちに、晉代以後に成った、劉宋の徐廣の『史記音義』を引用しているところから、とうてい通說に從うことができず、晉代よりも時代を下げて、terminus post quemは、『史記音義』の成った、四二〇年代と見なければなるま

い。

一方、郭義恭の『廣志』は、五二〇年前後に成った後魏の酈道元の『水經注』、および大體同時代である、梁の劉孝標の『世說注』に引かれているので、その terminus ante quem は、五二〇年前後といわなければならない。

かくて『廣志』の撰著年代を、Pelliot のごとく、唐以前というのを、四二〇年代と、五二〇年前後との約百年の間に成ったものと、限定することができたが、さらにこれ以上、年代を縮めるための史料は、今日までのところ、いまだ見つかるに至っていない。そこで『廣志』の成ったのは、南朝では宋・齊・梁の間であり、北朝では後魏の時代に當る。

さればその撰者たる郭義恭は、これらのうち、いずれの朝の人であったか、その明言はできず、したがって『廣志』の成ったのが、これらのうち、どの王朝の下であったか、確言するわけに行かないけれど、それが從來考えられていたごとき晉代でなく、南北朝時代を出でなかったことは、如上によって論證されたと思われる。はたしてしからば、この『廣志』に、些少にもせよ、剽國について記述しているものがあるのは、これまで南北朝時代には、林陽國に關するものを除き、この『廣志』をほかにしては、いまだまったく見出されないだけに、これは貴重な史料の片鱗というべきでなかろうか。

五　『廣志』の傳える剽國の意義

郭義恭の『廣志』は、これまで晉の時代に成ったものと考えられて來たが、實は南北朝時代のものであることが明らかになったが、それによって、この時代に、「剽國」の存在することが知られたことは、これを前にしては魏晉時代の「驃國」と、これを後にしては唐代の「驃國」との、これら兩者を結びつけるものであり、さらにそれは、後漢時代の「僄國」にまで遡りうることになるであろう。これによって、後漢時代より唐に至るまで、Pyū 國の存在したことを證するものということができよう。

ただそれが、中國の文獻によって傳えられているので、あるときは精しく、あるときは粗であったりするのは、その時代時代における、中國人のこの國に對する關心の、如何によるものといってよかろう。すなわち唐代の正史に、

この國についての記録がもっとも詳らかであるのは、唐と驃國との關係が、もっとも多かったためであり、その他の時代に、中國の正史に傳えられていないのは、正史に記録さるべきような、中國との公式關係が、存在しなかったからであろう。

また、たとい中國とこの國との間に、國家としての公式なる關係がなかったにしても、これまで述べて來たごとく、正史以外の中國文獻に、多かれ少なかれ、この國について記載されたものがないではなかった。晉の常璩の『華陽國志』によって、後漢時代に、「僄國」の存在を知りえたのは、この時代、はじめて永昌郡が置かれた、その域内に、「僄越」の民がいたことを介してであった。

また魏の無名氏の『西南異方志』に、「驃國」の傳聞を記しているのは、三國鼎立の形勢を反映して、西南異方に關しても、魏人に關心があったためと解せられ、晉の魏宏の『南中八郡志』に、このことを引用しているのは、南中なる雲南が、「驃國」に接近しているところから、それを知る必要があったためと思われる。

ここに問題の南北朝時代の郭義恭の『廣志』に、「剽國」の産物が注意されているのは、この時代になると、ただそうしたものに關心がもたれていたからにほかあるまい。すなわちこの國の「桐華布」または「橦華布」が注意されたのは、この國に隣った中國の永昌地方にも、それが産したためであろうし、「雞舌香」「艾納香」「兜納香」などの焚香類に關心がもたれたのは、佛教とともに傳來したと考えられる香類の使用が、佛教の隆盛になったこの時代、いっそうその需要を增したためではなかろうか、と思われる。

こうした『廣志』のわずかな記載も、他にこの國についての記録のないとき、これによって、それらの産物を介し、當時「剽國」の存在したことを知ることができ、かくて唐代に至り、突如として「驃國」の出現したものでなく、これまでの後漢・三國・兩晉より、いままた南北朝の時代にも、零細なる史料ながらに、ひとしくPyū國の存在したことを證するものとして、『廣志』の驃國關係史料は、その稀少價値の認めらるべきものであろう。

(1964—8—22)